

新型コロナウイルス感染拡大防止のための苫小牧工業高等専門学校の行動指針

レベル		授業	課外活動 (クラブ・同好会)	学生寮	キャリア 学生相談	研究活動	教職員	会議	学外者の 構内立入り			
すべてのレベルにおいて「新しい生活様式」を前提とし、各レベルの指針に基づき行動する。												
本校	判断基準	北海道の警戒 ステージ相当	学校の新しい生活 様式のレベル相当	「新しい生活様式」の実践。 ・「身体的距離の確保」、「マスクの着用」、「咳エチケット」、「水と石けんによる手洗い」、「3密」の回避（密集，密接，密閉）、「こまめな換気」、「健康チェック」								
0	通常	ワクチン、抗ウイルス製剤が普及した場合	—	—								
1	制限一小	特措法に基づく要請等がない場合	1 ※振興局からの呼びかけ (管内経路不明感染者1日2例以上)	1 ※感染観察都道府県	十分な感染拡大防止措置を講じた上で、対面で実施する。ただし、感染リスク低減のため、遠隔授業や分散登校を実施する場合があります。	十分な感染拡大防止措置を講じられることを確認した上で、活動を許可する。	十分な感染拡大防止措置を講じた上で開講する。感染リスク低減のため、人数に制限を設け受け入れることができる。	・対面により支援を行う。 ・必要に応じオンラインで支援する。	感染拡大防止に最大限配慮し、研究活動を行う。	・感染拡大防止に最大限配慮し、業務を行う。 ・業務内容等により在宅勤務も可能とする。	・オンライン又は書面による会議を推奨する。 ・対面の場合、感染拡大防止に最大限配慮し、実施する。	感染拡大防止措置を講じた上での入構を許可する。
2	制限一中	特措法第24条に基づく協力要請があった場合	2 ※知事からのアラート発令 (指標により総合的に判断)	2 ※感染拡大注意都道府県または感染観察都道府県	遠隔授業を中心に実施し、一部の授業、実験・実習は十分な感染拡大防止措置を講じた上で、分散登校による対面で行う。	十分な感染拡大防止措置を講じ、人数に制限を設け受け入れる。	十分な感染拡大防止措置を講じ、人数に制限を設け受け入れる。	・オンラインによる支援を行う。 ・必要に応じ対面で支援する。	感染拡大防止に最大限配慮をして研究活動を行うことができるが、可能な限り現場での滞在時間を減らす。	・在宅勤務を推奨する。 ・研究活動、授業等のための出勤は可能とする。		事前に連絡があった方のみ入構を許可する。
3	制限一大	特措法第32条に基づく緊急事態宣言の対象地域となった場合	3 ※緊急事態宣言発令	3 ※特定(警戒)都道府県	遠隔授業のみ実施する。	オンラインで可能な活動を除き全面禁止する。	・原則閉寮 ・留学生および道外等の遠方に帰省先のある寮生のみ受け入れる。	オンラインによる支援を行う。	以下の場合のみ、実験室等の立入りが可能 ・中止することにより大きな損失を被る研究や長期間にわたって継続している実験を遂行中の研究スタッフ ・進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ	・原則在宅勤務とする。 ・学校の機能を最低限維持するための業務のみ可能とする。	原則オンライン又は書面により実施する。	・原則入構禁止とする。 ・事前に許可を得た方のみ入構を許可する。
4	原則停止	特措法第45条に基づく学校施設の使用制限要請等があった場合			休講	閉寮			学校機能の最低限の維持のために学科長、専攻科長の許可の下、研究に必要な基幹インフラの稼働・維持・管理などを目的に一時的に入室するスタッフのみ立入りが可能	緊急を要する業務、施設の維持管理以外は原則在宅勤務とする。	・原則延期・中止 ・学校機能を最低限維持するために必要な会議等についてはオンライン会議又は書面審議により実施する。	入構禁止

※レベルの判断は、対策本部において決定する。

※本指針の内容については、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。

※校内に感染者が発生した場合は、保健所等の指示に従い、本指針レベルに関わらず必要な措置を講ずることとする。

参考) 新型コロナウイルス等特別措置法

第二十四条

- 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型コロナウイルス等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型コロナウイルス等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、これらの所掌事務に係る新型コロナウイルス等対策の実施に関し必要な要請をすることができる。
- 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型コロナウイルス等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型コロナウイルス等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

第四十五条 特定都道府県知事は、新型コロナウイルス等緊急事態において、新型コロナウイルス等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型コロナウイルス等の潜伏期間及び治療までの期間並びに発生状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型コロナウイルス等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

- 特定都道府県知事は、新型コロナウイルス等緊急事態において、新型コロナウイルス等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型コロナウイルス等の潜伏期間及び治療までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設(通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。)、興行場(興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)第一条第一項に規定する興行場をいう。)その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者(次項において「施設管理者等」という。)に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。
- 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型コロナウイルス等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。
- 特定都道府県知事は、第二項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。